

日常生活用具給付等事業

《対象者》

- ・別表の「対象要件」欄に掲げる重度障害者（児）等

別表第1（第3条、第4条、第7条関係）

種目	品目	基準単価	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000 円	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8 年	18 歳以上
	特殊マット	19,600 円	下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者（常時介護を要する者に限る。）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5 年	18 歳以上
			下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5 年	3 歳以上 18 歳未満
			重度又は最重度の知的障害者（児）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5 年	3 歳以上
	特殊尿器	67,000 円	下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者（児）（常時介護を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年	学齢児以上
	入浴担架	82,400 円	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）（入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5 年	3 歳以上
	体位変換器	15,000 円	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	介護者が障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5 年	学齢児以上
	移動用リフト	159,000 円	下肢又は体幹機能障害2級以上身体障害者（児）	介護者が障害者（児）を移乗させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4 年	3 歳以上
	訓練いす	33,100 円	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5 年	3 歳以上 18 歳未満
自立生活支援用具	訓練用ベッド	159,200 円	下肢又は体幹機能障害2級以上身体障害児	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯しているもの	8 年	学齢児以上 18 歳未満
	入浴補助用具	90,000 円	下肢又は体幹機能障害者（児）であって入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。※用具の種類が異なれば、合計 90,000 円を上限とし、複数回申請可。また耐用年数経過等によって、決定している用具と同じ用具を希望する場合についても、他の決定している用具と合計で 90,000 円を上限とする。	8 年	3 歳以上
	便器	便器 4,450 円 ※手すり 5,400 円	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）	障害者（児）が容易に使用し得るもの（手すりをつける場合も含む。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴	8 年	学齢児以上

		※手すりをつける場合に加算できる金額		うものを除く。		
頭部保護帽	39,000 円	平衡機能、下肢若しくは、体幹機能障害を有する身体障害者（児）又はてんかんと診断された者であって、それぞれ必要と認められる者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有する者	3 年	年齢制限なし	
歩行補助つえ （T 字状、棒状のつえで一本のもの）	3,150 円 ※夜光材付は、500 円（全面夜光材とした場合は1,300 円）を加えるものとする。また、外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は300円を加えるものとする。	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する身体障害者（児）	障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	3 年	3 歳以上	
移動、移乗支援用具	60,000 円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ※用具の種類が異なれば、合計 60,000 円を上限とし、複数回申請可。また耐用年数経過等によって、決定している用具と同じ用具を希望する場合についても、他の決定している用具と合計で 60,000 円を上限とする。	8 年	3 歳以上	
特殊便器	151,200 円	上肢障害 2 級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	学齢児以上	
火災警報器	15,500 円	障害等級 2 級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が困難な者（ただしそれぞれ火災発生の感知及び避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8 年	年齢制限なし	
自動消火器	28,700 円	障害等級 2 級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が困難な者（た	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	8 年	年齢制限なし	

			だしそれぞれ火災発生の感知及び避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)			
	電磁調理器	41,000 円	視覚障害 2 級以上の身体障害者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)又は重度若しくは最重度の知的障害者(知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの。	6 年	18 歳以上
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	7,000 円	視覚障害 2 級以上の身体障害者(児)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの。	10 年	学齢児以上
	聴覚障害者用 屋内信号装置	87,400 円	聴覚障害 2 級の身体障害者(児)(聴覚障害者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等により感知できるもの。(サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。)	10 年	年齢制限なし
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	51,500 円	腎臓機能障害 3 級以上の身体障害者(児)で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5 年	3 歳以上
	ネブライザー (吸入器)	36,000 円	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者	障害者(児)が容易に使用し得るもの	5 年	3 歳以上
	電気式たん吸 引器	56,400 円	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、必要と認められる者	障害者(児)が容易に使用し得るもの	5 年	3 歳以上
	酸素ボンベ運 搬車	17,000 円	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者(児)	障害者(児)が容易に使用し得るもの	10 年	年齢制限なし
	盲人用体温計 (音声式)	9,000 円	視覚障害 2 級以上の身体障害者(児)(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者(児)が容易に使用し得るもの	5 年	学齢児以上
	盲人用体重計	18,000 円	視覚障害 2 級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者(児)が容易に使用し得るもの	5 年	学齢児以上
情報・意 思疎通 支援用具	携帯用会話補 助装置	98,800 円	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	5 年	学齢児以上
	情報・通信支 援用具	100,000 円	視覚障害 2 級以上又は上肢機能障害 2 級以上の身体障害者(児)(周辺機器や支援ソフトを使わなければパソコンの利用が困難な者に限る。)	パーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトでおおむね次のようなもの 視覚障害者用 ア 画面音声化ソフト(入力文字及び画面の文字を音声化するもの) イ 画面拡大ソフト(強度の弱視者用に文字等を拡大するもの) 上肢機能障害者用 ア インテリキー(コンピュータへの入力を容易にするもの) イ ジョイスティック(コンピュータの操作を容易にするもの)	5 年	学齢児以上

			※用具の種類が異なれば、 合計 100,000 円を上限とし、複数 回申請可。また耐用年数経過等によ って、決定している用具と同じ 用具を希望する場合についても、 他の決定している用具と合計で 100,000 円を上限とする		
点字ディスプ レイ	383,500 円	視覚障害者及び聴覚障 害の重度重複障害者(原 則として視覚障害 2 級 以上かつ聴覚障害者 2 級)の身体障害者であつ て、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を 点字等により示すことのできるもの	6 年	18 歳以 上
点字器	11,000 円 ※点筆を含む 価格	視覚障害 2 級以上の身 体障害者(児)	障害者(児)が容易に使用し得るもの	標準型 7 年 携帯型 5 年	学齢児 以上
点字タイプラ イター	63,100 円	視覚障害 2 級以上の身 体障害者(児)。(本人 が就労若しくは就学し ているか又は就労が見 込まれるものに限る。)	障害者(児)が容易に使用し得るもの	5 年	学齢児 以上
視覚障害者用 ポータブルレ コーダー	録音再生機 85,000 円	視覚障害 2 級以上の身 体障害者(児)	音声等により操作ボタンが知覚又は 認識でき、かつ、DAIZY 方式による 録音並び当該方式による記録された 図書の再生が可能な製品であって、 視覚障害者(児)が容易に使用し得 るもの	6 年	学齢児 以上
	再生専用機 35,000 円	視覚障害 2 級以上の身 体障害者(児)	音声等により操作ボタンが知覚又は 認識でき、かつ、DAIZY 方式により 記録された図書の再生が可能な製品 であって、視覚障害者(児)が容易 に使用し得るもの	6 年	学齢児 以上
視覚障害者用 活字文書読上 げ装置	99,800 円	視覚障害 2 級以上の身 体障害者(児)	文字情報と同一紙面上に記載された 当該文字情報を暗号化した情報を読 み取り音声信号に変換して出力する 機能を有するもので視覚障害者(児) が容易に使用し得るもの	6 年	学齢児 以上
視覚障害者用 拡大読書器	198,000 円	視覚障害者(児)であつ て、本装置により文字等 を読むことが可能にな る者	画像入力装置を読みたいもの(印刷 物等)の上に置くことで、簡単に拡大 された画像(文字等)をモニターに映 し出せるもの	8 年	学齢児 以上
盲人用時計 (音声式)	13,300 円	視覚障害 2 級以上の身 体障害者(児)であって、 手指の触覚に障害があ る等のため触読式時計 の使用が困難な者	視覚障害者(児)が容易に使用し得る もの	10 年	学齢児 以上
盲人用時計 (触読式)	10,300 円	視覚障害 2 級以上の身 体障害者(児)	視覚障害者(児)が容易に使用し得る もの	10 年	学齢児 以上
聴覚障害者用 通信装置	40,000 円	聴覚障害又は発声・発語 に著しい障害を有する 身体障害者(児)であつ て、コミュニケーション、緊急連絡等 の手段として必要と認められる 者。	一般の電話に接続することができ、 音声の代わりに、文字等により通信 が可能な機器であり、障害者(児) が容易に使用し得るもの	5 年	学齢児 以上
聴覚障害者用 情報受信装置	88,900 円	聴覚障害者(児)であつ て、本装置によりテレビ	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者 (児)用番組並びにテレビ番組に字幕	6 年	3 歳以上

			の視聴が可能になるもの。	及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの		
人工喉頭	笛式 5,250 円 ※気管カニューレ付とした場合は3,300円増しとする。	喉頭を摘出した者	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4 年	年齢制限なし	
	電動式 74,000 円	喉頭を摘出した者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5 年	年齢制限なし	
福祉電話（貸与）	83,300 円	難聴者又は外出困難な身体障害者（児）（原則として2級以上）であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者（児）が容易に使用し得るもの	—	年齢制限なし	
ファックス（貸与）	7,700 円	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の身体障害者（児）であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	障害者（児）が容易に使用し得るもの	—	年齢制限なし	
視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	1,030,000 円	視覚障害者（児）	編集、構成機能を有し、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成および音声化ができるもの	—	学齢児以上	
点字図書	一般図書の購入価格相当額との差額（年間6タイトル、又は24巻を限度とする。）	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者（児）	点字により作成された図書。ただし月刊や週間等で発行される雑誌を除く	—	年齢制限なし	
排泄管理支援用具	ストーマ装具 蓄便袋 1 か所当たり 月額 10,000 円 蓄尿袋 1 か所当たり 月額 13,000 円 ※ストーマ用品及び洗腸用具を含む価格	人工肛門又は人工膀胱造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋又は密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもので、障害者（児）が容易に使用し得るもの	—	年齢制限なし	
	紙おむつ等	月額 13,000 円	脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示困難な者。治療によって	紙おむつ・サラシ・ガーゼ等衛生用品で、障害者（児）の使用に適したもの	—	3 歳以上

			軽快の見込のないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ装具を装着できない者並びに先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害(又は排便機能障害)のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者			
	収尿器	9,000 円	高度の排尿機能障害の者(ただし脊髄損傷等による排尿障害(常時失禁のある場合に限る。))	尿の逆流防止装置があるものとする。	1 年	年齢制限なし
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	200,000 円	下肢、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって障害等級3級以上の身体障害者(児)(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢2級以上の者)	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。対象となる住宅改修費の範囲は次に掲げるものの購入費及び改修工事費とする。 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	1 人一回	学齢児以上

別表第2(第3条、第4条、第7条関係)

種目	品目	基準単価	対象者	性能	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000 円	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8 年
	特殊マット	19,600 円	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5 年
	特殊尿器	67,000 円	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年
	体位変換器	15,000 円	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5 年
	移動用リフト	159,000 円	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4 年
	訓練用ベッド	159,200 円	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8 年
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000 円	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
	便器	4,450 円 ※手すり	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)ただし、取	8 年

		5,400 円 ※手すりをつける場合に加算できる金額		替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	
	歩行支援用具	60,000 円	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
	特殊便器	151,200 円	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
	自動消火器	28,700 円	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8 年
在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸入器）	36,000 円	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年
	電気式たん吸引器	56,400 円	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	157,500 円	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5 年
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	200,000 円	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—